

沖縄振興公共投資交付金交付要綱（消防防災施設整備に関する事業）

平成 24 年 4 月 6 日消防消第 64 号
最終改正 平成 30 年 4 月 1 日消防消第 70 号

（通則）

第 1 条 沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け府沖振第 148 号・警察庁甲官発第 136 号・総官企第 161 号・24 文科施第 9 号・厚生労働省発会 0406 第 4 号・23 地第 483 号・平成 24・03・28 財地第 1 号・国官会第 3338 号・環境会発第 120406012 号内閣府事務次官・警察庁長官・総務事務次官・文部科学事務次官・厚生労働事務次官・農林水産事務次官・経済産業事務次官・国土交通事務次官・環境事務次官連名通知。以下「制度要綱」という。）に基づく沖縄振興公共投資交付金（消防防災施設整備に関する事業）（以下「交付金」という。）の交付については、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）、沖縄振興特別措置法施行令（平成 14 年政令第 102 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号。以下「交付規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この交付金は、沖縄県の消防防災施設の整備を促進することを目的とする。

（交付の対象）

第 3 条 この交付金は、制度要綱別表に定める消防防災施設（以下「交付対象施設」という。）の整備に要する費用を交付の対象とする。ただし、この交付金の交付申請額又はこの交付金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日付け消防消第 49 号）に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金を合わせた交付申請額が 9,500 万円に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

（交付対象施設の規格）

第 4 条 交付対象施設の規格は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 交付対象施設は、すべて新規製品でなければならない。ただし、別表第 1 の第 4 に掲げる施設のうち、退避壕及び退避舎の改修にあつてはこの限りでない。

（交付事業の対象者）

第 5 条 この交付金の交付を受けることができる地方公共団体は、沖縄県とする。ただし、別表第 1 の第 4 に掲げる施設にあつては、次に該当する地域を有する場合とする。

活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 13 条第 1 項の規定により指定された避難施設緊急整備地域又は同法第 3 条第 1 項の規定により指定された火山災害警戒地域

（交付対象経費）

第 6 条 この交付金の交付対象経費は、別表第 2 に定めるとおりとする。

（交付率）

第 7 条 この交付金の交付率は、次に掲げるもののほか、交付対象経費の 3 分の 1 以内とする。

（1）別表第 1 の第 1 に掲げる施設にあつては 2 分の 1 以内

（2）活動火山対策特別措置法第 14 条の避難施設緊急整備計画に掲げる施設（別表第 1 の第 4 に掲げる施設に限る。）にあつては 2 分の 1 以内

（3）地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条の地震防災緊急事業五箇年計画に掲げる施設（別表第 1 の第 2 に掲げる施設に限る。）にあつては 2 分の 1

以内

(交付額)

第8条 消防庁長官は、制度要綱第11により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、制度要綱第6の沖縄振興交付金事業計画に掲げる交付対象事業に要する費用を沖縄県に交付する。

(交付申請)

第9条 沖縄県は、交付金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書を消防庁長官に提出しなければならない。

2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。

(2) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表第3のとおりとする。ただし、別に定める場合にあっては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。

(交付の決定等)

第10条 消防庁長官は、第9条の規定により交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、交付金の交付を適当と認めるときは、交付金の交付を決定するとともに、交付金の交付の申請を行った沖縄県（以下「交付金事業者」という。）に対して交付決定の通知をする。

(交付の条件)

第11条 適正化法第7条及び交付規則第4条の規定に基づく交付条件は次のとおりとする。

(1) 事務費を含む交付事業にあっては、交付事業の経費を事務費へ流用する場合には、別記様式第3により申請し、交付事業の経費の配分の変更について、消防庁長官の承認を受けることを要するものであること。

(2) 交付事業について、次に掲げる変更を行う場合には、別記様式第4（エについては別記様式第5）により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものであること。

ア 交付対象施設の種類又は交付金額を変更する場合

イ 交付対象施設の配置又は設置場所を変更する場合

ウ 交付対象施設の設計又は構造を変更する場合

エ 第4条に定める規格の一部を変更する場合

オ 救助活動等拠点施設等に係る交付対象施設の種類又は数量を変更する場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更を行う場合には、同項の規定に基づく承認を受けることを要しないものとする。

(1) 同一の市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。）内において交付対象施設の配置又は設置場所を変更する場合

(2) 第4条に定める交付対象施設の規格の範囲内で設計又は構造を変更する場合で、交付金額に異動のない場合

(3) 救助活動等拠点施設等に係る交付対象施設又は数量の変更がある場合で、第4条に定める規格の範囲内に変更するもので交付対象区分ごとの交付金額に異動のない場合

3 交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第6により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものとする。

4 交付事業が交付申請書に記載した交付事業完了の予定日より遅延する場合において、当該年度内に完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に別記様式第7により速やかに報告してその指示を求めるものとする。

5 この交付金により取得した交付対象施設は、交付事業完了後においても交付金の目

的に従い、善良なる管理者の注意をもって効率的に運営管理しなければならない。

- 6 消防庁長官は、交付事業の完了により当該交付金事業者に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、交付金の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

(申請の取下げ)

第12条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内とする。

- 2 前項の取下げは、消防庁長官に申し出ることによって行うものとする。

(状況報告)

第13条 交付金事業者は、適正化法第3条の趣旨に従い、交付金の公正かつ効率的使用と交付事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条及び交付規則第6条の規定に基づき、交付事業の遂行の状況に関し、消防庁長官に必要な応じ報告しなければならない。

(交付事業の遂行等の命令)

第14条 消防庁長官は、適正化法第13条第1項の規定に基づき、交付金事業者が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従って交付事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 消防庁長官は、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付金事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し交付事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 交付金事業者は、交付事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第14条の規定に基づき実績報告書を別記様式第8により消防庁長官に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、別表第3に掲げる書類を添付すること。ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。

(実績報告書の提出期限)

第16条 実績報告書の提出期限については、適正化法第14条前段の場合にあっては、交付事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又はその翌年度の4月5日までのいずれか早い日とし、適正化法第14条後段の場合にあっては、翌年度の4月30日とする。

(是正のための措置)

第17条 消防庁長官は、適正化法第16条の規定に基づき、交付事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付金事業者に命ずることができる。

(交付金の額の確定)

第18条 消防庁長官は、実績報告書による審査等のうえ、速やかに交付金の額の確定を行い交付金事業者別に別記様式第10により通知しなければならない。

- 2 交付金の確定額は、交付事業ごとの経費の配分に対応する実支出額に第7条に定める交付率を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 交付金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。
- 4 消防庁長官は確定を行った後、別記様式第11の実績報告検収調書に記入し、保管しなければならない。

(交付金の返還の期限)

第19条 交付金の返還の期限については、適正化法第18条第1項の場合にあっては、交付金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、適正化法第18条第2項の

場合にあつては、交付金の額の確定の通知の日から 20 日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本条の期限により難い場合には、交付金の額の確定の通知の日から 90 日以内に消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

(財産の処分の制限)

第 20 条 適正化法施行令第 13 条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、交付対象施設のうち、単価 50 万円以上のものとする。

2 交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した財産を交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供しようとする場合又は交付規則第 8 条に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、適正化法第 22 条の規定に基づき、消防庁長官の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があつた場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

(交付事業により取得した財産の承継等)

第 21 条 当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受けなければならない。

2 前々年度以前の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については、当該財産を取得してから 5 年の間は理由を付して消防庁長官に届出なければならない。

(交付事業の検査等)

第 22 条 交付事業は、交付金事業者の定める財務規則等に基づく検収又は竣工検査に合格のうえ完了するものとし、交付金事業者は財産台帳に記録するとともに、仕様書又は構造図等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

2 総務大臣は、適正化法第 23 条の規定に基づき交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票（別記様式第 12）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第 23 条 第 4 条に定める規格以外のもの（基本設計の変更を要するものを除く。）を交付対象施設に付加するときは、交付対象事業に係る部分と交付対象事業にならない部分の経費の区分を明確にするとともに、その内容を明記した書類を第 15 条に定める実績報告書に添付するものとする。

2 基本設計の変更を要するようなものを交付対象施設に付加することはできない。

第 24 条 交付対象施設の規格の細目その他の必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年度分の交付金から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日消防消第 80 号）

1 この要綱は、平成 26 年度分の補助金から適用する。

2 平成 25 年度以前の交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 4 月 8 日消防消第 74 号）

1 この要綱は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

2 平成 27 年度以前の交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日消防消第 69 号）

1 この要綱は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

2 平成 28 年度以前の交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日消防消第 70 号）

- 1 この要綱は、平成 30 年度分の交付金から適用する。
- 2 平成 29 年度以前の交付金については、なお従前の例による。

別表第 1

第 1 耐震性貯水槽

1 耐震性貯水槽の規格は次によるものでなければならない。

(1) 形状等は、次のとおりであること。

ア 地下に埋設し、一層式で有蓋のものであること。

イ 容量は 40 m³以上であること。

ウ 容量の算定は、連結立管（吸管投入孔の地上部と水槽頂版を結ぶ管をいう。）を含む吸管投入孔及び集水ピット（消防水利の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設置される取水部分をいう。）の容量を除き本体の容量を算定するものであること

エ 水槽底の深さは、地上から取水可能な程度であること。

(2) 吸管投入孔は、次のとおりであること。

ア 頂版部に設置するもの（容量が 1,500 m³以上の場合は 4 以上とする。）とし、水槽本体の強度を損なわない位置とすること。

イ 原則として丸型とし、直径が 60 cm 以上であること。

ウ 蓋及び蓋を受ける口環を設置するものとし、これらの材質は必要な強度及び耐食性を有するものであること。

エ 連結立管を設置する場合は、移動しないよう水槽本体に取り付けるものとし、水槽本体の強度を損なわないものであること。

(3) 耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。この場合、地震時の自重及び固定負載重量に起因する慣性力、地震時土圧及び内水の地震時動水圧は、設置場所の地盤等の条件に基づき耐震設計の計算を行い設計水平震度を求める場合（工場において生産された部材を使用して建設される耐震性貯水槽（以下「二次製品耐震性貯水槽」という。）を除く。）を除き、設計水平震度を 0.288 として計算すること。

(4) 上載荷重等は、次のとおりであること。

交通荷重は、設置場所が道路で道路管理者との取り決めがない場合又は道路以外で交通荷重が予想される場所に設置する場合には次の条件による。

ア 自動車荷重は、設置場所の状況により T-20 荷重(200kN)又は T-25 荷重(250kN)で、土中に 45 度分散させた等分布荷重とすること。

イ 自動車荷重の衝撃係数は 30% とすること。

ウ 歩道部には群集荷重 5 kN/m²を載荷すること。

エ 交通荷重を載荷しない場合には、原則として不測荷重として 10kN/m²を載荷すること。

(5) 主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。

ア コンクリートの設計基準強度は、耐久性、水密性を考慮し、現場打ち耐震性貯水槽にあつては 24N/mm² 以上、二次製品耐震性貯水槽にあつては 30N/mm² 以上とすること。

イ 鉄筋は主鉄筋及び配力鉄筋とも原則として JISG3112 に適合する SD295 又は SD345 を使用すること。

ウ 頂版、側版、底版には断面算定上は鉄筋を必要としない部分も含めて断面の内側及び外側に直交する各方向とも直径 13mm 以上の異形鉄筋を 30cm 以下の中心間隔で配置すること。

エ 鋼材（鋼板）は、コンクリート被覆又は防錆処理が施されたものであること。

オ FRP は、強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂及びガラス繊維強化材を使用したものであること。

カ 主要構造部材の厚さは、現場打ち耐震性貯水槽にあつては 30cm 以上、二次製品耐震性貯水槽の RC 部材にあつては 20cm 以上、PC 部材にあつては 15cm 以上、鋼鑄

材にあつては 3.2mm 以上、F R P 部材にあつては 4.5mm 以上とし、構造形式に応じて適切に設定すること。

キ 栗石等により、必要な基礎固めをしてあること。

(6) 集水ピットは、次のとおりであること。

ア 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

イ 吸管投入孔のおおむね直下に設置すること。

ウ 一辺の長さ又は直径が 60cm 以上で、かつ、深さが 30cm 以上であること。

エ 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

2 地上設置型の規格は第 1 号の(6)によるほか、次によるものでなければならない。

(1) 形状等は、次のとおりであること。

ア 地上に設置し、一層式で有蓋のものであること。

イ 容量は 40 m³以上であること。

(2) 耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。この場合、地震時の自重に起因する慣性力、内水の地震時動水圧は、設置場所の地盤等の条件に基づき耐震設計の計算を行い設計水平震度を求める場合（二次製品耐震性貯水槽を除く。）を除き、設計水平震度を 0.288 として計算すること。

(3) 主要構造材料及び部材厚等は、第 1 号の(5)の ア から エ までによるほか、次によること。

主要構造部材の厚さは、現場打ち耐震性貯水槽にあつては 30cm 以上、二次製品耐震性貯水槽の R C 部材にあつては 20cm 以上、P C 部材にあつては 15cm 以上、鋼鑄材にあつては 3.2mm 以上とし、構造形式に応じて適切に設定すること。

(4) 専用導水装置（貯水槽内の水を吸水するために、消防ポンプの吸管を接続する採水口と貯水槽内と採水口を連結する導水管からなる設備をいう。）は 2 個以上（容量が 1,500 m³以上の場合は 4 個以上とする。）設置するものとし、耐食性を有するものであることのほか、次によること。

ア 採水口は呼び寸法 75mm のメネジとし、JISB9912 に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。

イ 導水管は採水口 1 個ごとの単独配管とし、口径は毎分 1・以上取水できるものであること。

(5) 吸管投入孔を設置する場合は、第 1 号の(2)の ア から ウ までによること。

(6) 空気弁（採水時に貯水槽内が負圧にならないよう貯水槽上部に設置する弁をいう。）は、吸水に支障のない口径とし、耐食性を有するものであること。

(7) 人孔（貯水槽内の点検に出入りするために設置する有蓋の開口部をいう。）は、次のとおりであること。

ア 頂版部に設置するもの（容量が 1,500 m³以上の場合は 2 箇所以上とする。）とし、貯水槽の強度を損なわない位置とすること。

イ 原則として丸型とし、直径が 60cm 以上であること。

ウ 材質は、必要な強度及び耐食性を有するものであること。

3 飲料水兼用型の規格は第 1 号((2)を除く。)並びに第 2 号の(4)、(6)及び(7)によるほか、流入管及び流出管には緊急遮断装置を設置することができる。

4 飲料水兼用地上設置型の規格は第 2 号((5)を除く。)によるほか、流入管及び流出管には緊急遮断装置を設置することができる。

5 原則として耐震性貯水槽の直近にその所在が明確に確認できるよう標識を設置しなければならない。ただし、当該耐震性貯水槽の設置位置、道路状況等により標識の設置が特に困難な場合はこの限りでない。

第 2 備蓄倉庫（地域防災拠点施設）

備蓄倉庫の規格は次によるものでなければならない。

- 1 耐震性を有し、かつ、耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。）とすること。
- 2 延べ床面積は 30 ㎡以上であること。
- 3 立地に当たっては、次の条件を満たすものであること。
 - (1) 周辺に危険物を扱う施設がないこと。
 - (2) 水害等の危険性のない土地であること。
 - (3) 輸送用車両が迅速に運行できる道路に面していること。
- 4 構造及び設備は、次の条件を満たすものであること。
 - (1) 備蓄品（資機材等を含む。）の搬出が迅速に行い得る構造とすること。
 - (2) (1)の構造により難い場合は、搬出が迅速に行い得る設備、機械等を設けること。
 - (3) 停電時においても搬出に支障をきたさないよう非常用電源設備を設けること。
- 5 地域防災拠点としての機能を有するものにあつては、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな構造で、上記の要件を満たすほか、次に掲げる要件の全部又は一部をもって構成される防災活動の拠点や災害時の避難場所となり得るものであること。
 - (1) 車庫
 - (2) 研修室
 - (3) 更衣室
 - (4) 待機室
 - (5) トイレ
 - (6) その他防災活動の場や災害時の避難場所等に必要な施設等で、消防庁長官が認めるもの。

第 3 救助活動等拠点施設等

- 1 救助活動等拠点施設等とは、救助活動等拠点施設及び林野火災用活動拠点広場であり、救助活動拠点施設にあつては、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設の全部又は一部を、林野火災用活動拠点広場にあつては、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設、空中消火等資機材及び自家給油施設の全部又は一部を有するものであること。
- 2 ヘリコプター離着陸場の規格は、次によるものでなければならない。
 - (1) 設置場所は、災害時にヘリコプターが安全に離着陸することができる場所であること。
 - (2) 砂じん等が飛散しないよう、接地帯部分及びその周囲に芝張り、舗装等を施したものであること。
 - (3) 付近の消防水利の状況を勘案して貯水槽を整備する場合には、規格は次によるものでなければならない。
 - ア 常時貯水量は、40 ㎡以上で、付近の消防水利の水量を勘案して空中消火薬剤調整に必要な水量を確保できる容量であること。
 - イ 貯水槽は有蓋又は無蓋とする。
 - (ア) 有蓋の貯水槽にあつては次の規格を満たすものであること。
 - a 形状等は、次のとおりであること。
 - (a) 地下式又は半地下式（地表面上の高さは 50 cm 以下であること。）のものであり、かつ、漏水のおそれのない構造であること。
 - (b) 一層式であること。
 - (c) 底設ピット（消防用水の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設置される取水部分をいう。）を有していること。
 - (d) 水槽底の深さは、底設ピットの部分を除き地表面から 4.5m 以内であること。
 - b 底設ピットは、次のとおりであること。
 - (a) 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

- (b) 吸管投入孔のおおむね直下に設置すること。
- (c) 一辺の長さ又は直径が 60 cm 以上で、かつ、深さが 50 cm 以上であること。
- (d) 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。
- c 吸管投入孔は、第 1 の第 1 号の(2)によること。
- d 容量の算定は、底設ピット及び連結立管を含む吸管投入孔の容量を除き本体の容量を算定するものであること。
- e 上載荷重、自重、土かぶり荷重、土圧、地下水圧、内水圧及び浮力に対する強度を有し耐久性があること。この場合の上載荷重は、10kN/m²の荷重を考慮するものであること。
- f 主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。
 - (a) コンクリートは、材料の均質性、水密性、耐久性を考慮して設計基準強度（4 週圧縮強度）は、現場打ち貯水槽にあっては 24N/mm² 以上、工場において生産された部材を使用して建設される貯水槽（以下、「二次製品貯水槽」という。）にあっては 30N/mm² 以上のものであること。
 - (b) 鉄筋は、主鉄筋及び配力鉄筋は原則として直径 13 mm 以上の異形鉄筋を 1,600 kg 以上使用するものであること。
 - (c) 鋼材（鋼板）は、コンクリート被覆又は防錆処理が施されたものであること。
 - (d) F R P は、強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂及びガラス繊維強化材を使用したものであること。
 - (e) 頂版、側版、底版及び底設ピットの躯体の厚さは、現場打ち貯水槽にあっては 20 cm 以上、二次製品貯水槽の R C 部材にあっては 20 cm 以上、P C 部材にあっては 15 cm 以上、鋼製部材にあっては 3.2 mm 以上、F R P 部材にあっては 4.5 mm 以上であること。
 - (f) 給・排水又は吸水のための配管等が原則として底版又は側版部に設置されていないものであること。
 - (g) 栗石等により、必要な基礎固めをしてあること。
- (イ) 無蓋の貯水槽にあっては次の規格を満たすものであること。
 - a 鉄筋コンクリート造りの半地下式（地表面上の高さは、50 cm 以下であること。）のものであり、漏水のおそれのない構造であること。
 - b (ア)の a の(b)から(d)まで並びに b の(a)、(c)及び(d)の規定は、無蓋の貯水槽について準用する。
 - c 容量の算定は底設ピットの容量を除き本体の容量を算定するものであること。
 - d 人命の危険防止等のために必要なさく等を施してあること。
 - e 構造の主要部分の資材状態は次のとおりであること。
 - (a) 栗石等により、必要な基礎固めをすること。
 - (b) 鉄筋は、直径 9 mm 以上のものを 700 kg 以上使用するものであること。
 - (c) 躯体コンクリートの強度は、4 週圧縮強度で 18N/mm² 以上とし、各面の厚さは、それぞれ 20 cm 以上であること。
- (ウ) 原則として貯水槽の直近にその所在が明確に確認できるよう標識を設置しなければならない。ただし、当該貯水槽の設置位置、道路状況等により標識の設置が特に困難な場合はこの限りでない。
- ウ イの規定にかかわらず、原則として給排水設備を付設すること。
- 3 資機材保管等施設の規格は、次によるものでなければならない。ただし、救助活動等拠点施設として用いるものにあっては、次の(1)から(4)までの規格によるものとする。
- (1) 資機材保管室、待機室、仮眠室、トイレ、その他必要な施設をもって構成されるものであること。

- (2) 新築で地域の特性に応じた耐火構造であること。
- (3) 資機材保管室は、資機材の搬入搬出が容易に行われる構造であること。
- (4) 毛布、簡易ベッド等寝具又は仮眠のために必要な設備を配備すること。
- (5) 消火薬剤が固形化しないよう、資機材保管室に自然換気設備、機械換気設備又は空気調和設備を設けること。
- (6) 風向風速計、吹流し、照明設備、通信設備、拡声器、サイレン、リヤカー等空中消火等補給作業に必要な設備を配備すること。
- 4 空中消火等資機材の規格は次によるものでなければならない。
- (1) 空中消火等資機材は、次に掲げる資機材の全部又は一部をもって構成されるものであること。
 - ア 消火薬剤散布装置
 - イ 混合機
 - ウ かくはん機
 - エ 粉砕機
 - オ 組立水槽
 - カ 可搬式動力ポンプ
 - キ ホース
 - ク 吸管
 - ケ ベルトコンベア
 - コ 可搬式散水装置
- (2) 消火薬剤散布装置の規格
 - ア ヘリコプターの下部に懸吊し、ヘリコプター内部からの電動操作により上空から目的地に消火薬剤を放出散布することができる構造であること。
 - イ ヘリコプターに懸吊飛行の際、消火薬剤散布前、散布後のいずれの場合にあっても、飛行速度毎時 110 km で安全性があること。
 - ウ 散水装置本体、スプリングベルト、電源ボックス、コントロールボックス及びコードで構成されるものであること。
- (3) 混合機の規格
 - ア 水流を利用し水に消火薬剤及び展着剤を混合して、消火用水溶液をつくるものであること。
 - イ 組立水槽の上に備えることができる構造であること。
- (4) かくはん機の規格
 - ア 回転羽根の回転等により、水に消火薬剤及び展着剤をかくはんして消火用水溶液をつくるものであること。
 - イ 組立水槽の上に備えることができる構造であること。
- (5) 粉砕機の規格
 - ア 固形化した消火薬剤を水に容易に混合、かくはんできるよう粉砕するものであること。
 - イ 粉砕爪、粉砕刃等の粉砕部分は、手が触れない安全な構造であること。
- (6) 組立水槽の規格
 - 内容積が約 2.5 m³ 以上であり、空重量が 60 kg 以下であること。
- (7) 可搬式動力ポンプの規格
 - 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号）第 21 条に掲げるポンプの級別が B-3 以上に適合するものであること。
- (8) ホースの規格
 - 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 22 号）の呼称 65 に適合するものとし、その長さ 20m であること。

(9) 吸管の規格

ア 消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 25 号）の呼称 75 又は 90 に適合するものとし、長さ 6 m 以上であること。

イ 吸管には、ストレーナー及びちりよけ籠をつけること。

(10) ベルトコンベアの規格

ア 全長 4 m 以上であり、最大能力は毎時 30 t 以上であって、動力用エンジンを備えるものであること。

イ ベルトコンベアの使用傾斜角は、18 度以上であること。

(11) 可搬式散水装置の規格

ア 背負いバンド付水袋、手動式ポンプ及びホースから構成されるものであること。

イ 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号）第 1 条の 2 第 13 号に規定する A 火災について、同令第 3 条の規定により測定した能力単位が 2 以上の性能を有するものであること。

5 自家給油施設の規格は、次によるものでなければならない。ただし、消防庁長官が認めたときは、この限りでない。

(1) 燃料タンクの容量は、合計 10 キロリットル以上であること。

(2) 自家発電設備を備え、停電時にも給油を行うことができること。ただし自家発電設備は、他の施設と兼用することができる。

第 4 活動火山対策避難施設

1 活動火山対策避難施設は、退避壕、退避舎及びヘリコプター離着陸用広場の全部又は一部をもって構成されるものであること。

2 退避壕及び退避舎の規格は次によるものでなければならない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもので、火山爆発の際に落下する噴石等から、住民等の生命及び身体の安全を確保できるものであること。

イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造以外のもので、火山爆発の際に落下する噴石等から、住民等の生命及び身体の安全を確保できるよう、消防庁長官が認める噴石等に対する衝撃耐力を有するものであること。

(2) その他の規格は、消防庁長官が認めるものであること。

3 ヘリコプター離着陸用広場の規格は次によるものでなければならない。

(1) 地面が堅固でかつ付近に障害がなく、ヘリコプターが安全に離着陸できるものであること。

(2) その他の規格は、消防庁長官が認めるものであること。

第 5 広域訓練拠点施設

広域訓練拠点施設は、原則として県単位で整備するものであり、次に掲げる要件を満たすものであるほか、消防庁長官が認めるものであること。

1 鉄筋コンクリート造等の堅ろうな構造であること。

2 次に掲げる訓練のいずれかを有効かつ安全に実施可能な設備を設けること。

(1) ロープ操法訓練、架梯訓練、連携放水訓練及び水難救助訓練

(2) 耐熱耐煙訓練及び化学薬品漏洩処理訓練

(3) N B C 災害に対応するための資機材習熟訓練

(4) その他交付金事業者が必要とする訓練

第 6 救急安心センター整備事業

救急安心センター整備事業は、電話交換機、電話機、電話回線及びパーソナルコンピュータの全部又は一部をもって構成されるもので、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 住民の救急相談に応える電話相談窓口を消防機関等に設置すること。

- (2) 救急電話相談窓口は県域内の住民を対象とすること。ただし、市町村域内の住民を対象とする場合であっても、事業開始後に県内の他の市町村域内の住民も対象とすることを可能とする場合には、この限りでない。
- (3) 救急電話相談窓口に、医師、看護師又は相談員を 24 時間、365 日体制で常駐させること。ただし、地域の実情に応じて、常駐していない時間には、医療機関案内へ電話を転送し医療機関を紹介することにより救急相談が受けられることとなるなどの適切な措置を講じる場合には、この限りでない。
- (4) 緊急性がある場合には、直ちに救急車を出動させる体制を構築すること。

別表第 2

- 1 別表第 1 の第 1 の「耐震性貯水槽」の交付対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費（飲料水供給施設に要する経費を除く。）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の 2.9%以内とする。）とする。
- 2 別表第 1 の第 2 の「備蓄倉庫（地域防災拠点施設）」の交付対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費（門、囲障、排水施設、構内通路及び外溝整備等に要する経費を含む。）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の 2.9%以内とする。）とする。
- 3 別表第 1 の第 3 の「救助活動等拠点施設等」のヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設の交付対象経費は、(1)工事費（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）、(2)工事雑費（工事費の 2%以内とする。ただし、人件費は除く。）、(3)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費及び工事雑費の合計額の 2.9%以内）とし、空中消火等資機材の交付対象経費は、消火薬剤散布装置、混合機、かくはん機、粉碎機、組立水槽、可搬式動力ポンプ、ホース、吸管、ベルトコンベア及び可搬式散水装置のうち、交付金事業者が選択するものの購入費とする。
- 4 別表第 1 の第 4 の「活動火山対策避難施設」の交付対象経費は、(1)工事費（施設整備又は改修（噴石への衝撃耐力の向上に必要な屋根等の改修に限る。）に必要な工事費）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の 2.9%以内とする。）とする。民間事業者が整備する活動火山対策特別措置法第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる避難施設（火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者が利用するものに限る。）にあっては、当該補助対象経費について、地方公共団体が民間事業者に補助する額（都道府県及び市町村がそれぞれ民間事業者に補助する場合にあっては、いずれか一方が補助する額。）とする。
- 5 別表第 1 の第 5 の「広域訓練拠点施設」の交付対象経費は、(1)工事費（施設整備（外構工事費を含む。）に必要な工事費又は工事請負費）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の 2.9%以内とする。）とする。
- 6 別表第 1 の第 6 の「救急安心センター整備事業」の交付対象経費は、(1)工事費（施設整備に必要な工事費又は工事請負費）、(2)事務雑費（工事施工に伴い必要な事務に要する経費。ただし、工事費の 2.9%以内とする。）とする。

別表第 3

添 付 書 類 一 覧 表

	交付申請書に添付する書類			実績報告書に添付する書類									
	設計書別記様式第 2	構造図又は設計図	位置図及び用地占有状況の説明書	契約書の写又は請書の写	納品書の写又は竣工届の写	検収調書の写又は竣工検査書の写	設計書別記様式第 9 に準じたもの	構造図又は設計図	位置図及び用地占有状況の説明書	真栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真	は躯体コンクリートの強度を証明する書類又は衝撃耐力を証明する書類	検査済証の写	真施設及び配置又は設置場所を明示する写真
				注1	注2	注3							
耐震性貯水槽	○	○	○	○	○	○	○	○ 注4	○	○ 注4	○ 注4		○
備蓄倉庫（地域防災拠点施設）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
救助活動等拠点施設等	○	○	○	○	○	○	○ 注5	○ 注4	○ 注6	○ 注4	○ 注4		○
活動火山対策避難施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 注7	○ 注8		○
広域訓練拠点施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
救急安心センター整備事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○

注 1 契約書の写又は請書の写は、直接工事で行う場合は、支出証拠書類（領収書）の写とする。

注 2 納品書の写は、第 4 条に定める規格を充足することを示す仕様書の写を添付すること。

注 3 検収調書の写又は竣工検査書の写は、交付金事業者の財務規則等に基づくものとする。

注 4 二次製品耐震性貯水槽及び二次製品貯水槽（以下「二次製品耐震性貯水槽等」という。）については、構造図又は設計図、栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真並びに躯体コンクリートの強度を証明する書類に代えて、当該二次製品耐震性貯水槽等を製造する工場の試験設備及び品質管理に係る審査記録書並びに当該二次製品耐震性貯水槽等の設計図（組立図、部材図、配筋図、鉄筋加工図及び接合部詳細部図を含む。）、構造計算書、材料証明書及び施工要領書並びに当該二次製品耐震性貯水槽等

について個別にこれらの仕様等により製造されたことを確認した記録を添付するものとする。この場合において、JIS 規格（JISQ0065（ISO／IEC ガイド 65））に定める要求事項に基づき二次製品耐震性貯水槽等の認証業務を行う第三者機関（これらの書類を保管する者に限る。）が当該二次製品耐震性貯水槽等について個別に交付要綱に定める規格に適合する旨を証する書類に代えることができるものとする。

注 5 救助活動等拠点施設等のうちヘリコプター離着陸場及び資機材保管等施設については、設計書及び構造図又は設計図を添付するものとする。

注 6 救助活動等拠点施設等の添付書類のうち位置図及び用地占有状況の説明書には、詳細な配置図を添付するものとする。

注 7 当該工事を実施する場合に限るものとする。

注 8 活動火山対策避難施設のうち鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の退避壕及び退避舎については、躯体コンクリートの強度を証明する書類を、それ以外の構造の退避壕及び退避舎については、衝撃耐力を証明する書類を添付するものとする。

※ その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

別記様式第 1

番 号
年 月 日

消防庁長官

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄振興公共投資交付金の交付申請書

平成 年度沖縄振興公共投資交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請する。

1 交付事業の目的

2 交付事業の内容、総事業費及び交付金額

(単位：千円)

交付事業名	地域区分	配置又は設置場所	数量	総事業費	交付対象事業費	交付金額
計						

3 契約の方法、契約の予定日及び交付事業完了の予定日

交付事業名	地域区分	契約の方法	契約予定日	交付事業完了の予定日	備考
			交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

4 添付書類

記載上の注意

- ア 同一交付事業名のものを2以上購入しようとする場合において、規格等、配置又は設置場所及び数量を異にする場合は、それぞれ行を異にして記載し、備考欄に配置又は設置場所を記載すること。
- イ 地域区分欄には、一般地域分は一般、避難施設緊急整備分は避難、地震防災緊急事業分は地防とそれぞれ記載すること。
- ウ 配置又は設置場所欄は、救急安心センター整備事業にあっては、配置する消防機関名（消防本部名、消防署名、消防出張所名等）、その他の施設にあっては、設置場所の地番を記載すること。
- エ 総事業費欄には、単独事業部分を含めた経費を、交付対象事業費欄には交付対象規格に係る経費をそれぞれ記載し、千円未満の端数は切り捨てること。
- オ 契約の方法欄には、競争入札又は随意契約の別を記載すること。
- カ 耐震性貯水槽等で請負方式によらず直轄方式によるものについては、「契約予定日」とあるのは「着工予定日」と、交付事業完了の予定日欄中「契約の日」とあるのは「着工の日」と読み替えるものとする。
- キ 交付事業の完了の予定日欄に記載する交付事業の完了の日は、必要な検査証等の交付された日又は検収の日のうち、いずれか遅い日とする。
- ク 設計書、構造図又は設計図が必要な場合で、同一のものが2個以上となる場合には、設計書等は1個分のものだけを作成し、施工箇所は別紙にして差し支えない。
- ケ 位置図は、耐震性貯水槽にあっては1万分の1程度の縮尺のものを使用すること。また、救助活動等拠点施設についてはヘリコプター離着陸の障害となる周辺の工作物等の位置及び高さを記載すること。
- コ 用地占有状況の説明は、位置図に簡単に記載して差し支えない。
- サ 救助活動等拠点施設の配置図には、ヘリコプター離着陸場（貯水槽を含む。）及び資機材保管等施設を記載すること。

別記様式第 2

設 計 書		
工 事 件 名	○○○○○○○○○○○○新設工事	
施 設 箇 所	○○○○町字○○○○番地（又は別紙）	
工 事 内 容	（規格の概要）	
設 計 総 額		千円
内 訳	本 工 事 費 諸 経 費 工 事 雑 費 事 務 雑 費 付 帯 工 事 費	構 成 比 %

記載上の注意

- ア 工事件名については、現場打ち耐震性貯水槽 1 基等の例によること。
- イ 工事内容は、耐震性貯水槽及び救助活動等拠点施設の貯水槽にあつては、縦 m、横 m（又は内径 m）、深さ m、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）及び救助活動等拠点施設の資機材保管等施設にあつては、鉄筋コンクリート造 1 棟（床面積 m^2 ）、林野火災用活動拠点広場のヘリコプター離着陸場（貯水槽を除く。）及び活動火山対策避難施設のヘリコプター離着陸用広場にあつては、面積 m^2 、広域訓練拠点施設にあつては、鉄筋コンクリート造 階建（延面積 m^2 ）等の例によること。なお、救急安心センター整備事業については、不要とする。

番 号
年 月 日

消防庁長官

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄振興公共投資交付金事業に係る経費の流用承認申請書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度沖縄振興公共投資交付金事業の経費を事務費へ流用したいので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（消防防災施設整備に関する事業）第11条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 事務費へ流用する理由

2 事務費へ流用しようとする交付事業の内容

（単位：千円）

交付事業名	地域区分	配置又は設置場所	数量	総事業費	交付対象事業費	交付金額

3 事務費へ流用する金額

4 添付書類

設計書（交付申請書に対応するもので変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。）

別記様式第 4

番 号
年 月 日

消防庁長官

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄振興公共投資交付金事業に係る事業内容の変更承認申請書

1 交付事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする交付事業の内容

(単位：千円)

交付事業名	地域 区分	配置又は 設置場所	数量	総事業費	交付対象 事業費	交付金額
全 体 計			変 更 後			
			変 更 前			

備考 変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。なお、全体計欄には、変更前に係る全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。

3 変更しようとする契約の方法、契約予定日及び交付事業完了の予定日

交付事業名	地域 区分	契約の方法	契約予定日	交付事業完了の 予 定 日	備考
			承認の日から 日以内	契約の日から 日以内	
			交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類を添付すること。）

- （１）設計書（申請書の様式にしたがって作成し、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。）
- （２）構造図又は設計図（変更に係る部分を赤字で表示すること。）
- （３）位置図及び用地占有状況の説明書（変更に係る部分のみ）
- （４）配置図（救助活動等拠点施設の変更に係る部分のみ）

記載上の注意

変更しようとする施設についてのみ記載するものとするが、全体計欄には、交付申請書に記載した交付金額の総額を記載すること。

別記様式第 5

番 号
年 月 日

消防庁長官

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄振興公共投資交付金事業に係る交付対象施設の規格の一部変更承認申請書

平成 年度沖縄振興公共投資交付金事業に係る交付対象施設の規格を下記のとおり変更したいので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（消防防災施設整備に関する事業）第11条の規定に基づき、次のとおり申請する。

記

- 1 変更する交付対象施設の種類等
- 2 変更する部分
- 3 変更する理由（特殊事情）

（注）変更する施設の仕様書及び図面を一部添付し、変更する部分を朱書きとすること。

別記様式第 6

番 号
年 月 日

消防庁長官

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄振興公共投資交付金事業の $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ の承認申請書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度沖縄振興公共投資交付金事業に係る事業を $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ したいので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（消防防災施設整備に関する事業）第11条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 交付事業を $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ しようとする理由

2 $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ しようとする交付事業の内容

（単位：千円）

交付事業名	地域区分	配置又は設置場所	数量	総事業費	交付対象事業費	交付金額

別記様式第 7

番 号
年 月 日

消 防 庁 長 官

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄振興公共投資交付金事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度沖縄振興公共投資交付金事業について

（事業が予定の期間内に完了し難くなった
事業が年度内に完了し難くなった
事業の遂行が困難となった）ので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（消防
防災施設整備に関する事業）第11条の規定に基づき報告する。

1 〔 予定の期間まで 〕に完了しない理由（交付事業の遂行が困難となった場合を含む。）
〔 年度内 〕

2 交付事業の施行の経過

3 契約（予定）日及び交付事業の完了予定日

交付事業名	地域区分	契約（予定）日	交付事業の完了予定日	摘要

備考 変更後に係るものを上段に、当初申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

別記様式第8

番 号
年 月 日

消 防 庁 長 官

交付金事業者の名称

その長の職、氏名



平成 年度沖縄振興公共投資交付金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で申請し、平成 年 月 日付け消
防指第 号により交付決定された平成 年度沖縄振興公共投資交付金事業につき、

〔完了〕したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和
会計年度が終了）30年法律第179号）第14条の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 交付事業の内容

交付事業名	地域区分	配置又は設置場所	数量	変更の有無	摘要

2 交付事業ごとに確定を受けようとする交付金の額

（単位：千円）

交付事業名	地域区分	総事業費	交付対象事業費	交付金額
計				

3 契約の方法、契約日及び交付事業完了日

交付事業名	地域区分	契約の方法	契約日	完了日

4 交付事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の交付事業の遂行に関する計画

5 添付書類

記載上の注意

ア 記載方法は、交付申請書の記載例によること。

イ 完了に係るものを上段に、申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

ウ 交付事業の内容の表中「変更の有無」の欄には、第11条第2項に規定する軽微な変更の有無を記載し、変更がある場合には当該変更の内容を記載した書類を添付すること。

別記様式第 9

設 計 書								
工 事 件 名		○○○○○○○○○○○○新設工事						
施 設 箇 所		○○○○町字○○○○番地（又は別紙）						
工 事 内 容		（規格の概要）						
設 計 総 額							千円	構成 比%
内 訳	本 工 事 費							
	諸 経 費							
	工 事 雑 費							
	事 務 雑 費							
	付帯工事費							
工種	名称	品種	寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要

記載上の注意

- ア 工事件名については、現場打ち耐震性貯水槽 1 基等の例による。
- イ 工事内容は、耐震性貯水槽及び救助活動等拠点施設の貯水槽にあつては、縦 m、横 m（又は内径 m）、深さ m、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）及び救助活動等拠点施設の資機材保管等施設にあつては、鉄筋コンクリート造 1 棟（床面積 m^2 ）、救助活動等拠点施設のヘリコプター離着陸場（貯水槽を除く。）及び活動火山対策避難施設のヘリコプター離着陸用広場にあつては、面積 m^2 、広域訓練拠点施設にあつては、鉄筋コンクリート造 階建（延面積 m^2 ）等の例によること。なお、救急安心センター整備事業については、不要とする。
- ウ 数量の積算基礎は、別紙に記載すること。（構造図中でも差し支えない。）
- エ 歩掛かりは、摘要欄に記載すること。
- オ 本様式は、当該交付金事業者等が用いるもので、本様式の内容を充足し、代替し得るものがある場合には、それによって差し支えない。

番 号
年 月 日

殿

消 防 庁 長 官 印

平成 年度沖縄振興公共投資交付金確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号により報告された平成 年度沖縄振興公共投資交付金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金 千円に確定したので通知する。

別記様式第 11

実 績 報 告 検 収 調 書 (年 度)

地 方 公 共 団体名	交 付 対 象 施設の 種 類	配 置 (設置) 場 所	契 約 年 月 日	交 付 事 業 終 了 年 月 日	添 付 書 類									
					契 約 書 の 写 又 は 請 書 の 写	納 品 書 の 写 又 は 竣 工 届 の 写 及 び そ の 納 品 日 等	検 収 調 書 の 写 又 は 竣 工 検 査 書 の 写 及 び そ の 検 収 日 等	設 計 書 別 記 様 式 第 9 に 準 じ た も の	構 造 図 又 は 設 計 図	位 置 図 及 び 用 地 占 有 状 況 の 説 明 書	軀 体 コ ン ク リ ー ト の 強 度 を 証 明 す る 書 類 又 は 衝 撃 耐 力 を 証 明 す る 書 類 の 写	二 次 製 品 耐 震 性 貯 水 槽 と し て 適 合 す る 旨 を 証 す る 書 類 の 写	検 査 済 証 の 写	写 真

(注) 1 契約年月日欄は施設ごとに記載するものとするが、一括して契約した場合は 1 本にまとめて記載して差し支えない。

2 添付書類の欄は、交付事業に関する契約書の写等が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

別記様式第 12

	表	面
	←	→
	6 . 5 cm	
↑	第 号	
	年 月 日発行	
	官 職 氏 名	
	年 月 日生	
9	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179	
cm	号）第23条第2項の規定による検査員の証	
	年 月 日まで有効	
↓	総務大臣	
	印	

備考 用紙は厚質白紙とする。

	裏	面
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 （昭和30年法律第179号）抜すい		
第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。		
2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。		
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。		